

様式第7号(第10条関係)

令和 年 月 日

日田市長 様

〒
住 所
氏 名
電話番号

日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術申出書

飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施について、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申出します。

記

1. 事業の目的 飼い主のいない猫の繁殖抑制及び生活環境の保全
2. 事業内容

申出内容	実施予定 動物病院名	
	手術予定日	令和 年 月 日
	手術予定頭数	オ ス 頭
		メ ス 頭
性別不明 頭		
対象となる猫 の生息場所		

※一度に申出できる猫はオス、メス合わせて5頭まで

3. 捕獲器貸出し

捕獲器の貸出しを 希 望 す る ・ 希 望 し な い
(どちらかにチェックをつけてください)

捕獲器貸出希望期間 月 日～ 月 日まで

※ただし捕獲器の使用にあたっては裏面記載の要件を遵守すること。

(裏)

4. 助成の条件

- (1) 申出を行った事業を中止しようとする場合においては、不妊去勢手術申出取下げ書(第8号様式)を市長に提出すること。
- (2) 助成事業に係る手術証明書、領収書等の証拠書類は、事業完了後5年間整備保管しておくこと。
- (3) 手術終了後、交付申請及び請求は14日以内に行うこと。
- (4) その他日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金の交付要綱の定めに従うこと。

(捕獲器使用の要件)

- 1 捕獲器は、地域猫の不妊去勢手術の実施を目的として使用し、営利目的には使用しないこと。
- 2 使用の際は使用の目的を明示し、動物虐待行為ではないことを明らかにすること。
- 3 使用の際は常時人が立ち会い、捕獲器を放置しないこと。
- 4 使用の際は十分に注意を払い、猫を傷つけることがないようにすること。
- 5 使用の際は捕獲器を適正に取り扱い、他への障害とならないように安全に配慮すること。
- 6 返却時には捕獲器を洗浄すること。
- 7 捕獲器を亡失又は損傷した場合は、速やかに日田市に連絡をし、協議の上、必要な場合は弁償すること。
- 8 捕獲器の譲渡、処分又は転貸は行わないこと。
- 9 捕獲器の返却について、手術終了後は速やかに日田市に返却するものとし、遅くとも手術終了後から14日以内に返却すること。

【職員記入欄】

(手術申出日) 月 日

(手術頭数) 頭

(貸出捕獲器) No.